

第2回月形町義務教育学校設置審議会

日 時 令和3年11月30日(火)

16時30分～

場 所 月形町役場第一会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 本町の現状について

ア 児童生徒数について

イ 学校教育の連携について

ウ 学校施設について

エ まち全体の計画について

(2) 義務教育学校の必要性について

ア 本町の課題について

人口減少及び社会的変化、義務教育の充実、学校施設、まち全体の計画

イ 導入のメリット・デメリットについて

ウ 総合的な方向性について

(3) その他

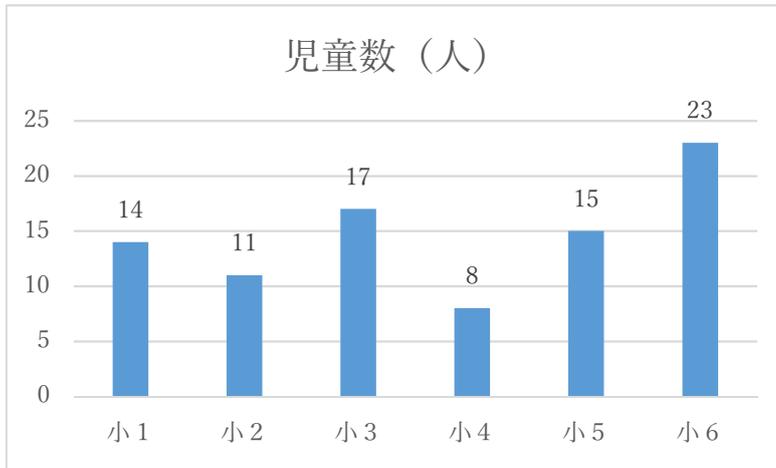
4 閉 会

(1) 本町の現状について

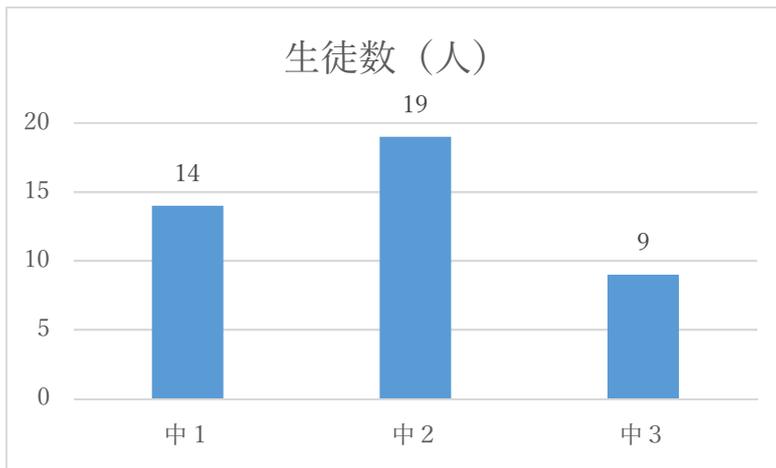
ア 児童生徒数について

① 令和3年11月1日現在

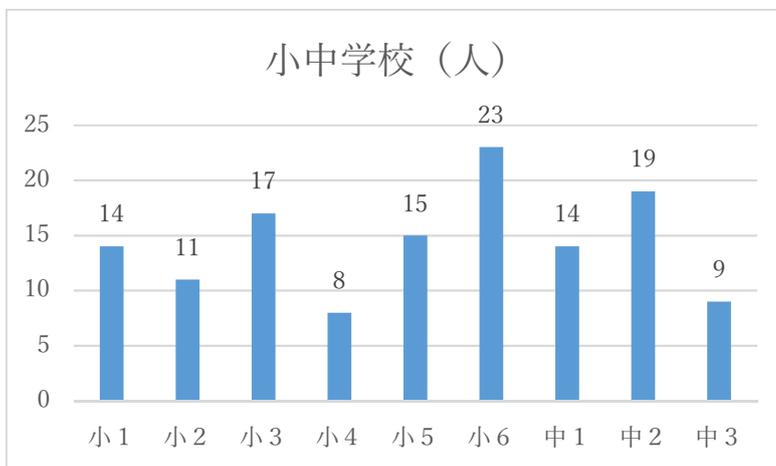
【小学校】 普通学級：6学級 特別支援学級：4学級 児童数：88人



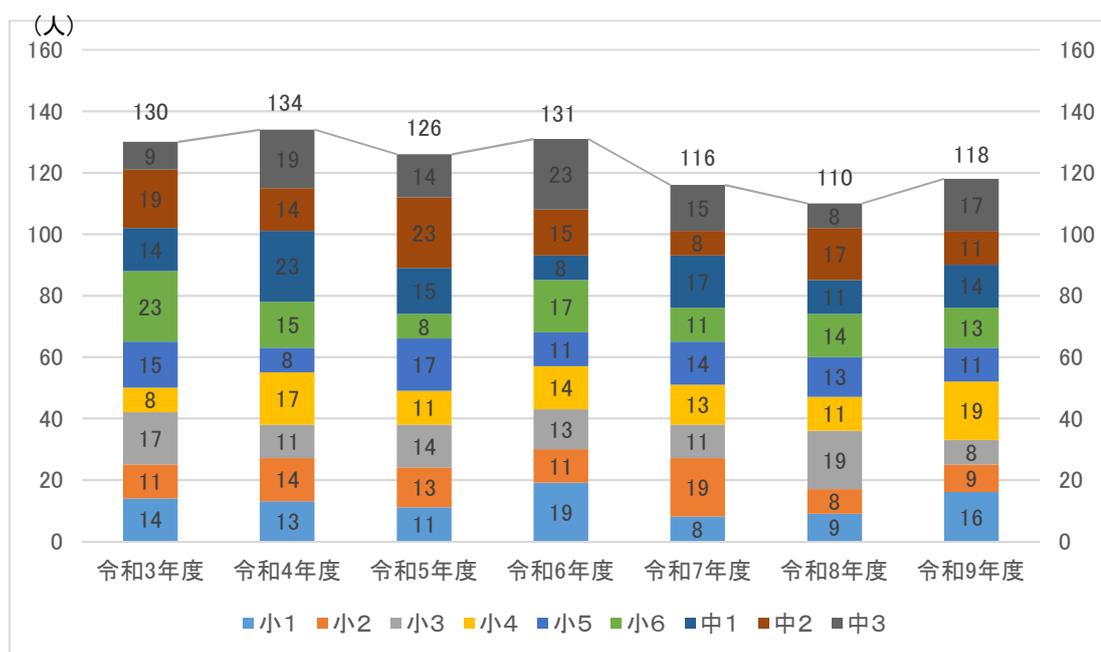
【中学校】 普通学級：3学級 特別支援学級：2学級 生徒数：42人



【小中学校 (合計)】 普通学級：9学級 特別支援学級：6学級 児童生徒数：130人

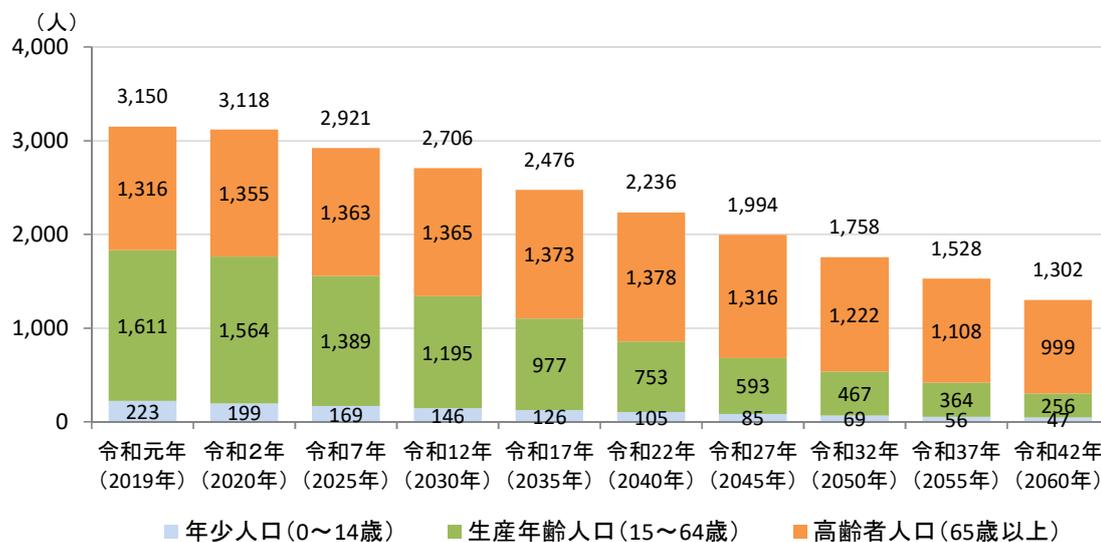


② 児童生徒数の将来見込み（令和3年8月現在）



出典：月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針

③ 将来人口推計結果における年齢3区分別人口の推移



出典：月形町人口ビジョン《改訂版》

イ 学校教育の連携について

【資料1参照】

■ 小中学校の連携について

- ① 児童・生徒間交流
 - ・ 入学説明会
- ② 教師による授業交流・情報共有
 - ・ 公開研究会の開催
 - ・ 小中学校9年間を見通した教育
 - ・ 中学校への円滑な接続（中1ギャップへの対応）
 - ・ 小学校への中学校教員の乗り入れ指導（英語教育、プログラミング）
- ③ 特別支援体制
 - ・ 特別支援学級交流授業（ダンス）
 - ・ 支援が必要な児童の情報共有

■ 幼児教育（花の里こども園）との連携について

- ① 園児・児童間交流
 - ・ 1日入学
 - ・ 交流学习（生活科 1年）
- ② 教師による授業交流・情報共有
 - ・ 認定こども園保育教諭と小学校教員との授業交流
 - ・ 小学校への円滑な接続（小1プロブレム）
- ③ 特別支援体制
支援が必要な園児の情報共有

■ 高校教育との連携について

- ① 中学生・高校生間交流
 - ・ ダンス、スポーツ（スポレック）、ハーバリウム、調理実習
- ② 教師による授業交流・情報共有
 - ・ 合同授業
 - ・ 公開研究会の開催

■ 地域等との連携について

- ① PTA活動の活性化と効率化
- ② 家庭との連携
生活習慣の形成（挨拶、返事、言葉遣いなど）
- ③ 地域との連携
交通安全（街頭指導、通学路、安全マップなど）、花壇整備、避難訓練など
- ④ 学校運営協議会（コミュニティスクール）
「月形の子どもは月形で育てる」を合言葉に地域との協働
- ⑤ 教育振興会
子ども園、小学校、中学校、高校の連携（園小中高の連携、講演会、研究会など）
- ⑥ 総合教育会議（町主催）
町長、教育長、教育委員
- ⑦ 関係機関との連携
スクールカウンセラー、社会福祉協議会、社会教育事業など

ウ 学校施設について

小学校及び中学校のいずれも築 40 年以上を経過しています。また、耐震補強からも既に十数年を経過し、間もなく耐用年数を迎えることから、計画的な施設整備のあり方を検討する時期にきています。また、校舎の規模についても、建設時の昭和 50 年代の児童・生徒数から約 7～8 割程度減少しており、現状に見合う適正な規模とはなっておらず、必要以上の維持管理費の負担が懸念されるところです。

■月形小学校

区 分	保有面積	階数	構造 (耐用年数)	建築年	経過	耐震補強	建設時 児童数
					年数		
校舎	3,666 m ²	3 階	RC 造 (47 年)	S 56	40 年	H19	291 人
屋内運動場	817 m ²	2 階	S・SRC 造 (34 年)	S 55	41 年	不要	-

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令

■月形中学校

区 分	保有面積	階数	構造 (耐用年数)	建築年	経過	耐震補強	建設時 児童数
					年数		
校舎	2,634 m ²	2 階	RC 造 (47 年)	S 51	45 年	不要	233
屋内運動場	826 m ²	2 階	S 造 (34 年)	S 52	44 年	H18	-

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令

エ まち全体の計画について

① 避難所

月形中学校については、町内に 7 カ所ある避難所の一つとなっています。

No	避難所名	収容想定人数	避難対象地区	備 考
1	旧札比内小学校	214 人	札比内第 1、2 区	体育館
2	札比内コミュニティセンター	159 人	札比内第 3～5 区	
3	月形中学校	291 人	北農場第 1・2 区	体育館及び普通教室
4	月形高等学校	353 人	赤川区、月形緑苑	体育館
5	多目的研修センター	178 人	市北区、知来乙区	
6	総合体育館	1,157 人	市南区、南耕地昭栄区	アリーナ及び柔剣道場
7	南地区広域集落会館 月ヶ岡ふれあいセンター	247 人	中和行政区	

② 学校給食センター

築 29 年を経過しており、間もなく耐用年数を迎えることから、給食センターの整備等のあり方について、検討が必要な時期にきています。建設時は児童・生徒数が約 500 名程度おり、厨房能力は 1,000 食/日として設置されました。現在の児童・生徒等の給食数は約 170 食/日程度で建設時から約 7 割減少しています。施設・設備の老朽化と合わせて、児童・生徒数の減少により 1 食に係る経費負担も年々増加しており、現在の単独調理場としてのあり方も含めて検討が必要になっています。

区 分	面積	階数	構造 (耐用年数)	建築年	経過年数	備考
					29 年	
学校給食センター	584 m ²	平	RC (31 年)	H 4	29 年	北農場 1

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令

③ 学童保育所（きららクラブ）

小学校敷地に隣接していた「母と子の家」から、平成 21 年度に交流センター「つき・あえ〜る」に移転して運営を行っています。本年 4 月現在で 28 名の入所児童がいます。

入所児童の学校から学童保育所までの移動に係る安全面を考慮すると、学校敷地に隣接していることが望まれる施設となります。

区 分	定員	場 所	開 所
学童保育所きららクラブ	35 人	つき・あえ〜る (H21)	通年 (月～土)

④ 地域拠点施設整備

【資料 2 参照】

本整備の検討については、月形町地域拠点施設整備等審議会において令和元年度より現在まで 11 回の審議会を開催し、「みんなが立ち寄り集う地域の安心と賑わいの空間(拠点)」をコンセプトとして検討が進められています。現在までの経過については、ホームページで公開されていますが、整備の有力な候補地として月形小学校が挙げられています。ただし、10 月 28 日に開催された直近の第 3 回審議会では、今後、2 年間（令和 4・5 年度）をかけて整備のあり方を検討することとされており、今後の動向が注視されるところです。

本義務教育学校の設置検討との関連性については、不可分の関係にあります。教育の独立性に鑑み、過度の影響を受けることなく、教育における本質的な見地から本義務教育学校設置審議会において、慎重に審議を進めることとなります。

- ・ 保護者ニーズの多様化と対応の困難化
- ・ 時代の要請に伴う教育活動の高度化（教育内容や学習活動の量的・質的充実、キャリア教育、食育、情操教育など）

(ウ) 学校施設について

- 小学校、中学校及び学校給食センターの老朽化
間もなく耐用年数を迎え、大規模改修等が必要な時期
- 建設時からの児童生徒数は大幅に減少し、過大な学校規模と老朽化により維持管理の負担は増している（修繕対応、必要規模以上の維持管理）
- ・ 他の学校における近年の教育環境や施設設備との差（教育の進め方、利便性、維持管理費）
近年では、オープンスペースや多目的室の設置（学年ユニット、フレキシブルな教室、ホール、メディアセンター、サブアリーナなど）、ZEBの取得など
※ ZEB(Net Zero Energy Building)：建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

(エ) まち全体の計画との関連性について

- 給食センターの老朽化
間もなく耐用年数を迎え、大規模改修等が必要な時期であり、学校との隣接により効率化や経費の削減が可能
- 学童保育所
児童の学校から学童保育所への移動の安全面からも、小学校と隣接した設置が望まれる施設であり、義務教育学校の設置場所と併せた検討が必要
- 避難施設
中学校については、町内7カ所ある避難所の一つにも指定されており、義務教育学校の設置検討にあたっては、必要な機能となるよう留意
- 地域拠点施設
月形小学校の移転後の跡地を候補として挙げられており、義務教育学校の設置検討にあたっては不可分の関係

イ (義務教育学校) 導入のメリット・デメリットについて

(ア) メリットについて

小中一貫教育については、既に10年以上にわたって取り組みが蓄積され、学力の向上、コミュニケーション能力の発達、主体性や積極性の育成など、顕著な成果が明らかになっています。

ただし、小中一貫教育の導入自体が目的ということではありません。義務教育9年間を連続した教育課程として、地域の実情等を踏まえた具体的な取り組みにより質を高めることが目的となります。

また、教育の効果には時間がかかります。すべてを一度に行うということではなく、本町の実態や保護者の要望などを踏まえながら、長期的な視野に立った着実な推進体制が重要となります。

メリット	内容
① 「中1ギャップ」の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育9年間全体で取り組み、「小中ギャップ」として捉えた対応 ○ 小学校から中学校への<u>段差の解消</u>（小学校段階と中学校段階の<u>円滑な移行期間の設定</u>） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校高学年段階から<u>小中教員の共同での取組</u>（専門的指導や対応・情報共有） ・ <u>学習環境の安定的確保</u>（9年間を見通した学習規律、生活規律） ○ <u>段差を乗り越える力、新しいことに対処する力を身に付けさせる。</u>
② 異学年交流、部活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な<u>異学年交流の活性化</u>や<u>合同行事</u>（各教科、道徳、総合的な学習の時間、学校行事（運動会や体育大会、文化祭・学習発表会、合唱コンクール等）、児童会・生徒会など、学年を超えた「縦」の繋がり）※7割の学校で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中単独では確保できない<u>集団規模の確保</u>による教育活動 ・ 社会性、<u>リーダーシップ</u>の育成 ・ <u>中学校生活への不安感の軽減</u> ・ 人間関係の固定化による悪影響を抑え、<u>多様な人間関係を構築</u> ・ 異校種の<u>教員の連携</u>による協力関係の構築 ○ <u>小学校からの中学校部活動への参加</u>（見学、週数回参加、小学校高学年から参加など）※4割の学校で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中学校1年生における大きな変化の緩和</u> ・ <u>社会性育成機能</u>への期待（たくましい子供たちの育成） ・ 担任以外の<u>多様な教職員との関わり</u> ・ <u>運動能力、競技能力、演奏能力等の向上</u> ・ <u>上級生のリーダーシップ</u>（手本、下級生へ教えるなど）、下級生の上級生への憧れなど
③ 柔軟なカリキュラムの編成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年段階の<u>区切りの柔軟な設定</u>が可能（4-3-2、5-4 など）6-3 以外を設定している学校の方がより多くの成果を認識 ・ <u>特色ある教科等の設定</u>（地域における教育資源の活用、英語教育の取組、情報教育の取組など） ・ 小学校段階と中学校段階における<u>指導内容の入替</u>（漢字習得時期や英単語指導の前倒しなど） ・ 新しい気づき、既習事項の振り返り、学習意欲の向上

<p>④ 9年間を見通した指導・学力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>一人の校長のマネジメントの下で、一つの教職員組織として教育活動を行う。</u>（責任の明確化、意思決定・意思統一の円滑化） ○ <u>全ての教職員が、子供の将来像を共有しながら、義務教育9年間の責任をもって教育活動を行うことができる。</u> ○ <u>義務教育9年間を見通した教育課程の編成・実施</u>（系統性・連続性の確保） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小学校高学年段階での専門的な学習や指導の充実</u>（教科担任制導入）※6割の学校が導入 ・ <u>既習事項の復習、つまずき学習、基礎基本の徹底、学習習慣の定着</u>など ・ <u>相互乗り入れ指導</u>（小学校と中学校教員の協力した指導） ○ <u>小学校高学年段階における子供の身体的発達早期化への対応</u>（小中教員の連携） ○ <u>より多くの教職員が児童生徒に関わる体制の確保</u>（小中一つの教職員組織）
<p>⑤ 教職員の部活動顧問配置の工夫、校務効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>小中一つの教職員組織となり、多様な人材や効率的な配置が可能</u> ○ <u>校務効率化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の校務や役割分担の見直し・明確化 ・ 小学校と中学校でそれぞれ任命してきた<u>校務分掌の一本化</u> ※ 6割の学校で実施 ・ 小学校高学年段階における<u>教科担任制の導入により、学級担任の空いた時間でその分の校務を担う。</u>
<p>⑥ PTA組織の一本化、家庭・地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>保護者が義務教育9年間の見通しを持つことができる。</u> ○ <u>小中PTA組織を一本化</u>できる ○ <u>一つ学校により、より地域と密着した取り組みが可能</u>（コミュニティスクールなどの活性化） ○ <u>社会性育成機能の低下と相対的に、子供たちの集団教育の場である学校への期待</u>
<p>⑦ 小中の円滑な接続による特別支援教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>義務教育9年間を見通した教育の連続性の重視</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小学校段階から中学校段階への継続的な指導・支援</u>（障害の状態や特性などの情報共有や連携した取組） ・ <u>継続した子供が過ごしやすい学習環境への配慮</u>（9年間同じ学校） ○ <u>学校が変わらないことによる保護者負担の軽減</u>（中学校段階において、学校との関係を一からつくる必要がない）
<p>⑧ 施設一体型の場合、維持管理費の縮減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>二つの学校を一つにすることによる維持管理の負担や経費の縮減</u>

(イ) (義務教育学校導入の) デメリット及びその対応について

一般的に掲げられているデメリットが本町に該当するものであるか、また、それは本当に小中一貫教育の取組によることが原因であるか、本質を見極めて協議する必要があります。

また、デメリットは一時的なものであるか、将来にわたるものであるか、対応方法により解決は可能であるかなど、メリットとの比較検討も考慮して協議する必要があります。

小中一貫教育が効果を発揮するためには、不断に取組の検証と改善が必要になります。小中一貫教育は息の長い取り組みであり、継続的に改善を進める体制が整っているかが成否の鍵となります。

デメリット	対 応
① 人間関係の固定化	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>本町においては、既に小学校1校と中学校1校であり、新たな問題ということではありません。一定の児童生徒数の確保や教職員の数を増やすことにより、多様な人との関わりを増やし、集団性や社会性を育成していきます。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な活躍の機会の設定 (朝・帰りの会のスピーチ、委員会や行事のリーダーなど) ・ 異学年交流、教職員や地域の人との関わりなど (クラブ活動、地域行事への参加、総合的な学習など)
② 小学校高学年におけるリーダーシップ育成の阻害	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>小学校段階と中学校段階の間に意図的に移行期を設けることでリーダーシップを育成 ※4割弱の学校で実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小学校卒業式・前期課程修了式、中学校入学式・後期課程進学式などの実施</u> ・ <u>小学校段階における私服、中学校段階における制服の維持</u> ・ <u>1/2 成人式 (10歳で将来の夢や希望を発表)</u>
③ 転入出する児童生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>教育課程の特例を活用しない (教育課程の現状維持)</u> ○ <u>教育課程の特例を設けた場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導要録への記載 (先取り学習、していない学習)、学習履歴や生徒指導記録、連絡事項などの申し送り</u> ・ <u>転入出後の連絡体制</u> ・ <u>転入時における事前の学校見学・説明</u>
④ 教職員の小中両方の教員免許が必要	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていればそれぞれの教諭となることが可能</u> ○ <u>どちらかの免許しか持っていない場合でも様々な取り組みに参加することは可能 (授業観察、T2、打合せなど)</u>
⑤ 中学校教諭の負担増への懸念	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>小学校高学年の教科担任制の導入により、学級担任の空いた時間でその分の別な指導や校務などを担う (グループ指導、T2、個別授業のT1、校務など)。</u> ○ <u>教員全体の多忙化や多忙感へ対応することにより、全体の負</u>

	<p><u>担の軽減</u>を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中一貫教育の意義を踏まえた<u>段階的な取組の実施</u> ・ 小学校と中学校でそれぞれ任命してきた<u>校務分掌一本化</u>する ※6割強の学校で実施 ・ 既存の<u>校務や役割分担の見直し・明確化</u> ・ 職員定数上、<u>総括担当の副校長又は教頭が配置される算定</u> ・ 職員定数上、<u>学校事務職員等が複数配置</u> ・ 児童生徒の<u>問題行動</u>（いじめ、暴力行為など）や<u>不登校</u>、保護者や地域からの<u>要望・苦情の減少による負担軽減への期待</u> ・ 小中学校段階の双方にまたがった<u>指導の一本化</u>
⑥ 校長の職務が過重となる恐れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>意思決定・意思統一の円滑化や取り組みの安定化への期待</u> ○ <u>校長と教頭での役割分担</u>（研修や会議等の出席など） ○ 職員定数上、<u>総括担当の副校長又は教頭が配置される算定</u> ○ 職員定数上、<u>学校事務職員等が複数配置</u>

ウ 総合的な方向性について

本町の人口については、社会的な人口減少と同様に、今後も一貫して減少が継続すると予測され、児童生徒数についても同様となっています。その中であって、今までの本町の学校統合に見られるように、児童生徒の集団活動に必要な規模を確保することが難しくなり、文化・スポーツ活動や合同行事も一部制限されるなど、学校教育における問題の顕在化が危惧されるところです。

義務教育の充実については、小学校・中学校の6－3制を導入した昭和20年代前半から70年以上を経過し、度々、制度上の課題も指摘されています。また、そのような課題に対応するため、小中一貫教育の実績の蓄積とともに平成28年に「義務教育学校」が制度化され、より質の高い取り組みも可能となりました。本町においては、小学校と中学校がそれぞれ1校であり、既に小中の教育の連携についても一定程度進んでいることから、小中一貫校への素地は一定程度あるものと考えられます。

学校施設については、施設の老朽化による維持管理の人的負担や修繕等の経費負担も増加傾向にあります。また、建設時の児童生徒数から7～8割程度減少しており、児童生徒数に対する施設規模も過大で維持管理負担の増加の一因となっています。小学校及び中学校については、築40年以上を経過し間もなく耐用年数を迎えることから、大規模改修などを計画的に進める時期にきており、小中一貫教育など教育効果と合わせた学校施設のあり方についても検討する必要があります。

まち全体の計画との整合性については、義務教育学校の設置検討にあたって、学校との隣接が望ましい学童保育所や学校給食センターのあり方についても併せて検討が必要になります。また、月形中学校については、町内7カ所ある避難施設の一つとなっていることから、施設整備にあたっては十分に配慮する必要があります。現在も地域拠点施設整備等審議会で継続した審議を行っ

ている地域拠点施設については、その動向を注視するとともに、月形小学校の移転後の跡地利用という想定から、小学校の移転と不可分の関係にありますので、まち全体の計画との整合性についても一定程度考慮する必要があります。

このように、人口減少、義務教育の質の向上と充実、学校施設の状況、まち全体の計画との整合性などを総合的に判断したとき、現状の本町の選択肢として、義務教育学校の設置は有効な手段であると考えられます。

○月形町義務教育学校設置審議会条例

令和3年9月9日

条例第23号

(設置)

第1条 月形町の義務教育学校設置を検討するため、月形町義務教育学校設置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 義務教育学校の設置に関すること
- (2) 教育関連施設の適正配置に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 審議会の委員は、別表に掲げる関係機関・団体からの推薦を受けた9名以内で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を認め、意見を聴き、又は

資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例（平成13年月形町条例第19号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表（第4条関係）

所属機関・団体名	推薦委員数
月形町行政区連絡会議	3名
月形小学校及び月形中学校PTA代表	2名
月形町認定こども園花の里こども園保護者代表	2名
月形町校長会	1名
月形町教頭会	1名

令和3年度 月形町義務教育学校設置審議会委員名簿

■開催日：令和3年11月30日

■任期：R03.11.02～R04.11.01

No	役職	氏名	所属等	備考
1	会長	竹田 紘一	月形町行政区連絡会議	
2	副会長	東出 敏幸	月形中学校PTA代表	
3		津坂 佳史	月形町行政区連絡会議	
4		堀 誠哉	月形町行政区連絡会議	
5		松浦 朝太郎	月形小学校PTA代表	
6		堀 美百紀	月形町認定こども園花の里こども園保護者代表	
7		鈴木 智穂	月形町認定こども園花の里こども園保護者代表	
8		山下 正志	月形町校長会	
9		箕田 裕	月形町教頭会	